

勝央町道路占用料徴収条例（昭和60年勝央町条例第20号）新旧対照表

現行						改正後（案）								
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)								
	占用物件	条例で定めるもの		占用料免除又は減額等	当該物件	備考		占用物件	条例で定めるもの		占用料免除又は減額等	当該物件	備考	
		単位							単位					
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱（電線の条数が3以下）	1本	円	(免除)	○電気事業者の設ける電柱、鉄道等の電柱、ガス事業者が設ける電磁防	(全般免除) 1. 国有林野事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るものに、上記以外	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱（電線の条数が3以下）	1本	円	(免除)	○電気事業者の設ける電柱又は電柱を支えている支柱及び支線	○電気事業者の設ける電柱、鉄道等の電柱、ガス事業者が設ける電磁防	(全般免除) 1. 国有林野事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るものに、上記以外
	第2種電柱（電線の条数が4以上5以下）	き1年	730	1. 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線				第2種電柱（電線の条数が4以上5以下）	き1年	880	2. 道路管理者の設ける街灯、標識を無償で添架している電柱又は電話柱			
	第3種電柱（電線の条数が6以上）		990	2. 道路管理者の設ける街灯、標識を無償で添架している電柱又は電話柱 3. 公共的団体が設置する				第3種電柱（電線の条数が6以上）		1,200	2. 道路管理者の設ける街灯、標識を無償で添架している電柱又は電話柱 3. 公共的団体が設置する有線放送に供す			

			電気事業者 又は認定電 気通信事業 者が共架柱 に電線を添 架する場合 30%減	条 以下 の電 線を 支持 する もの をい う。 第 2 種 電 柱 と	法人日 本高速 道路保 有・債 務返済 機構が 管理を 行う鉄 道施設 に係る もの 3. 軌道 に係る もの 4. 日本 放送協 会の行 う事業 に係る もの (条件付 免除) 1. 鉄道			添架する場合 30%減	条 以下 の電 線を 支持 する もの をい う。 第 2 種 電 柱 と	法人日 本高速 道路保 有・債 務返済 機構が 管理を 行う鉄 道施設 に係る もの 3. 軌道 に係る もの 4. 日本 放送協 会の行 う事業 に係る もの (条件付 免除) 1. 鉄道
--	--	--	--	---	---	--	--	----------------	---	---

3 種電柱とは、6 条以上の電線を支持するものをい

3 種電柱とは、6 条以上の電線を支持するものをい

		う			う
		。			。
第1種電話柱 (電線の条数が3以下)	<u>430</u>	○電話	第1種電話柱 (電線の条数が3以下)	<u>510</u>	○電話
第2種電話柱 (電線の条数が4以上5以下)	<u>680</u>	その他の	第2種電話柱 (電線の条数が4以上5以下)	<u>820</u>	その他の
第3種電話柱 (電線の条数が6以上)	<u>940</u>	通信	第3種電話柱 (電線の条数が6以上)	<u>1,100</u>	通信
		又は			又は
		放送			放送
		の用			の用
		に供			に供
		する			する
		電線			電線
		を支持			を支持
		する柱			する柱
		(電柱			(電柱
		である			である
		ものを			ものを
		除く。)			除く。)
		・第			・第
		1			1

種電話柱とは、3以下の電線を支持するものをいう

種電話柱とは、3以下の電線を支持するものをいう

。第2種電話柱とは、4条又は5条の電線を支持す

。第2種電話柱とは、4条又は5条の電線を支持す

るものをいう。第3種電話柱とは、6条以上の電線

るものをいう。第3種電話柱とは、6条以上の電線

				を支持するものをいう。
その他の柱類		<u>43</u> (免除) 1. 街灯(アーチ型のものを除く。) 2. 柱状型機器の支持柱	○街灯の電線部以外の部支線柱	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつ	<u>4</u> (免除) 1. 公共的団体、電気事業者及び認定電気通信	○電柱又は電話柱を設置	

				を支持するものをいう。
その他の柱類		<u>51</u> (免除) 1. 街灯(アーチ型のものを除く。) 2. 柱状型機器の支持柱	○街灯の電線部以外の部支線柱	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつ	<u>5</u> (免除) 1. 公共的団体、電気事業者及び認定電気通信事業者	○電柱又は電話柱を設置	

	き1 年	事業者の架空横断電線及び各戸引込電線 2. 占用物件たる電柱又は電話柱に架けられている電線(共架電線を除く。) 3. 公益法人が設置する有線テレビの架空の電線及び各戸引込電線 (減額) ○共同収容に係る電線の芯線 3分の2減	する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線 ○自家用送電線、自家用通信線又は街頭放送のた		き1 年	の架空横断電線及び各戸引込電線 2. 占用物件たる電柱又は電話柱に架けられている電線(共架電線を除く。) 3. 公益法人が設置する有線テレビの架空の電線及び各戸引込電線 (減額) ○共同収容に係る電線の芯線 3分の2減	する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線 ○自家用送電線、自家用通信線又は街頭放送のた
--	---------	---	--	--	---------	--	--

			めの電線類又はこれに類する線類				めの電線類又はこれに類する線類
	地下に設ける電線その他の線類	3	○管路を占有する者以外の者が当該管路に敷設する電線 ○電線共同溝、				○管路を占有する者以外の者が当該管路に敷設する電線 ○電線共同溝、

				キャブ等に収容される電線					キャブ等に収容される電線
路上に設ける変圧器	1個につき1年	420	(減額) ○下記に該当する柱状型機器 9分の8減 ・無電柱化推進計画に基づいて設置する場合 ・道路の上空設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする	○路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット					
路上に設ける変圧器	1個につき1年	500	(減額) ○下記に該当する柱状型機器 9分の8減 ・無電柱化推進計画に基づいて設置する場合 ・道路の上空設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする場合又は中国地区電線類地中化協議						

			場合又は中国地区電線類地中化協議会において合意された地中化の実施箇所であって既存の架空線がない道路において地中化した、若しくはする場合				会において合意された地中化の実施箇所であって既存の架空線がない道路において地中化した、若しくはする場合	
地下に設ける変圧器	占有面積1m ² に	<u>260</u>		○地下に設ける開閉器、低圧	地下に設ける変圧器	占有面積1m ² につき1年	<u>310</u>	○地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネ

	つき1年			分岐装置、高圧キャビネット
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850	(減額) ○PHS無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局 70%減	○ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔
郵便差出箱及び信書便差出箱		360		○私設ポスト、信書便差出箱
広告塔	表	870		○広告

				ット
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	(減額) ○PHS無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局 70%減	○ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔
郵便差出箱及び信書便差出箱		430		○私設ポスト、信書便差出箱
広告塔	表示面積1m ² につき	900		○広告のための塔

	示面積1m ² につき1年			のための塔		き1年			
その他のもの	占用面積1m ² につき1年	850	(免除) 1. 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場 2. かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 3. カーブミラー 4. くずかご、	○バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環(1対で1m ² とする)家	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	1,000	(免除) 1. 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場 2. かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 3. カーブミラー 4. くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件	○バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環(1対で1m ² とする)家屋、門、圍障等に類する工

			つ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋(バス事業者及びタクシー事業者が設けるものを除く。)	○電気自動車のための充電機器
			7. 石碑等慣行的なもの (減額) ○タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 50%減	
法	外径が0.07m	長	18(免除)	○水

				的なもの (減額) ○タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 50%減	器
法	外径が0.07m	長さ1	22(免除)	1. ガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	○水管、下水道管、ガス管、石油管
第3条	未満のもの		31	2. 公共的団体が設ける水管及び下水道管	○自家用専用水道
第1項	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	につき		3. かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上	○熱供
第2号	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	き1年	46		
に掲げる物件	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		92		

第3条第1項第2号に掲げる物件	未満のもの	さ1		1. ガス、電	管、	外径が0.3m以上0.4m未満のもの 外径が0.4m以上0.7m未満のもの 外径が0.7m以上1m未満のもの 外径が1m以上のもの	120	必要な施設	給管路、												
	外径が0.07m	mm	26	気、電気通	下水道					4. 自家用専用水道で、道路	都市										
	以上0.1m未	につ		信、水道及	管、							に関する工事	廃棄								
	満のもの		38	び下水道の	ガス									施工前から権	物管						
	外径が0.1m	き1		各戸引込地	管、											利として設け	路				
	以上0.15m未	年	51	下埋設管	石油													られた水管	○ケー		
	0.15m以上0.			2. 公共的団体	管															で、占用料を	ブル
	2m未満のも		77	が設ける水	○自家																
の			管及び下水	用	を前提として																
外径が0.2m		100	道管	水道		補償したこと															
以上0.3m未			3. かんがい排	○熱供			が明らかでない場合														
満のもの		180	水施設その	給管				(減額)													
外径が0.3m			他農業用地	路、					1. 民営の水道												
以上0.4m未		260	の保全又は	都市						事業(専用水											
満のもの			利用上必要	廃棄							道事業を除										
外径が0.4m		510	な施設	物管								く。)									
以上0.7m未			4. 自家用専用	路	50%減																
満のもの			水道で、道	○ケー		2. 下記に該当															
外径が0.7m			路に関する	ブル			する電線類														
以上1m未満			工事施工前	管路				9分の8減													
のもの			から権利と						・道路の上空												
外径が1m以			して設けら																		
上			れた水管																		

	上のもの		<p>で、占用料を徴収することを前提として補償したことが明らかでない場合</p> <p>(減額)</p> <p>1. 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)</p> <p>50%減</p> <p>2. 下記に該当する電線類</p> <p>9分の8減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の上空設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする 							3	<p>設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする場合又は中国地区電線類地中化協議会において合意された地中化の実施箇所であって既存の架空線がない道路において地中化した、若しくはする場合</p>	
						法第3条第1	自動車	法第2条第5号	地下に設	長さ1m		

号に掲げる施設	施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	もの	年			
			その		<u>9</u>		
			他のもの				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	に	<u>680</u>		
		その	上	占	<u>430</u>		

柱類	その他のもの	上空に設けるもの	地上に設けるもの	占用面積1m2につき1年	<u>510</u>			
					地下に設けるもの	<u>310</u>		
						その他のもの	<u>1,000</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1	<u>1,000</u>	(免除) ○積雪の度が甚だしい地域におけるがんぎ	○鉱石運搬のため		

	他のもの	空に設けるもの	用面積1m ² につき1年	260		
	その他のもの			850		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1m ² に	850	(免除) ○積雪の度が甚だしい地域におけるがんぎ (減額)	○鉱石運搬のための索道及び		

			m ² につき1年	(減額) ○アーケード 80%減	索道及びその保安施設 ○アーケード、日覆い、雨よけ、がんぎ
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	(免除) ○地下街のく体内に存する公共施設の地下通路(店内通路を除く。)
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得	(減額) ○地下街のく体内に存する公

			つき1年	○アーケード 80%減	その 保安 施設 ○アー ケード、 日覆 い、 雨よ け、 がん ぎ					
法 第3 2条 第1 項 第5 号 に 掲 げ る	地 下 街 及 び 地 下 室	階数が1 のもの	Aに0. 004を 乗じて 得た額	(免除) ○地下街のく 体内に存す る公共施設 の地下通路 (店内通路を 除く。)						
		階数が2 のもの	Aに0. 006を 乗じて 得た額	(減額) ○地下街のく 体内に存す る公共施設						
		階数が3 以上のもの	Aに0. 007を 乗じて							
						げ る 施 設	階数が3 以上のもの	た額 Aに0. 008を 乗じて得 た額	共施設である 機械室、洗面 所、案内所、 無料休憩所、 保安要員詰所 等 50%減	
							上空に設け る通路	450	(免除) ○公共通路	○デパ ー ト、 病 院、 工 場 等 の 通 路
							地下に設け る通路	270		
							その他のもの	1,000	(免除) 1. 農道、林道 その他の公共 通路(公衆が 常時交通の一 環として通行 している通 路)	○地下 駐 車 場、 通 路 (上空 又は 地下 に設

施設		得た額	である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 50%減					2. 水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの (減額)	けるもの以外のもの)及びベルトコンベア
	上空に設ける通路	430	(免除) ○公共通路	○デパート、病院、工場等の通路				1. 都市計画決定された路外駐車場 75%減 2.1以外の駐車場 50%減	○一般道路(出入道)
	地下に設ける通路	260							
その他のもの	850	(免除) 1. 農道、林道その他の公共通路(公衆が常時交通の一環として通行している通路)	○地下駐車場、通路(上空又は地下に設		法第3条第1項第6号に	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m ² につき1	9	○夜市

				<p>2. 水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの (減額)</p> <p>1. 都市計画決定された路外駐車場 75%減</p> <p>2.1以外の駐車場 50%減</p>	<p>けるもの以外のもの及びベルトコンベア</p> <p>○一般道路(出入道)</p>
法第3条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1m ² につき	9		○夜市
				掲げる施設	<p>日</p> <p>占用面積1m²につき1月</p> <p>90</p> <p>○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り</p>
				令第7条第1号に掲げる物件	<p>看板(ア)一チであるものを除く</p> <p>一時的に設けるもの</p> <p>表示面積1m²につき1月</p> <p>90(免除)</p> <p>○公職選挙法による選挙運動のために使用する物件</p> <p>立看板</p>
					<p>その他のもの</p> <p>表示面積1</p> <p>900(免除)</p> <p>○街灯添架のネームプレート(許可したも</p> <p>ショーウインド及びサイン</p>

に掲げる施設	その他のもの		占用面積1m ² につき1日	87		○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
	令第7条第1号に掲げる物件を除	看板(アチであるものを除	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1日	87(免除)	立看板
		その他のもの	表示面積	870(免除)	○公職選挙法による選挙運動のために使用する物件	○街灯添架のネームプレート及び

。)	m ² につき1年	の) (減額)	ポール	○添架広告及び突出看板	・表裏2面表示のもの	30%減	・巻付広告	65%減
				標識	1本につき1年	820(免除)	○バス停留所標識	○商店、会社、商品名を表示せず理容所、

く 。)	積1 m ² に つ き1 年		ート(許可し たもの) (減額) ○添架広告及 び突出看板 ・表裏2面表 示のもの 30%減 ・巻付広告 65%減	サイン ポール				情報標示板」 (減額) ○バス停留所標 識 50%減	クリ ー ニ ン グ 所 等 の 業 種 を 示 す マ ー ク 及 び 工 場、 寮等 への 道 程 を 示 す 案 内 板 ○町名 標 示 板
標識	1本 に つ き1 年	680	(免除) 1. 交通安全に 関する標識 2. 郵便切手の 販売場所を 示す規格化 された看板(1 店舗1個に限 る。) 3. 放送法(昭和 25年法律第1 32号)による 一般放送事	○バス 停留 所標 識 ○商 店、 会 社、 商品 名を 表示 せず 理容					
旗 ざ お					祭礼、縁 日その他に の催しにつ	1本	9		

				業者の設置する「交通・気象情報標示板」 (減額) ○バス停留所標識 50%減	所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板 ○町名標示板
旗ざ	祭礼、縁日その他に	1本	9		

	際し、一時的に設けるもの	き1日		
	その他のもの	1本につき1月	90	
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日	9	
	その他のもの	その面積1m ² に	90	

お	の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	つき1 日			
	その他の もの	1本 につ つき1 月	<u>87</u>		
幕 (令 第7 条 第4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	そ の 面 積 1 m ² につ つき1 日	9		
	その他の もの	そ の 面 積 1 m ²	<u>87</u>		

で あ る も の を 除 く 。)		つ き1 月			
	ア ー チ	車道を横 断するも の その他 のもの	1基 につ つき1 月	<u>900</u> <u>450</u>	
	令第7条第2号に 掲げる工作物	占 用	<u>1,000</u>		
	令第7条第3号に 掲げる施設	面 積 1 m ² につ つき1	Aに <u>0.</u> <u>034</u> を 乗じ て得 た額		

設 で あ る も の を 除 く 。)		に つ き 1 月			
	ア	車道を横断するもの	1基 に つ き 1 月	<u>870</u>	広告ア ーチ
	チ	その他のもの		<u>430</u>	アーチ 型の街 灯
令第7条第2号に掲げる工作物		占 用	<u>850</u>		
令第7条第3号に掲げる施設		面 積 1 m ² に つ	Aに <u>0.031</u> を 乗じて 得た額		

	年			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占 用 面 積 1 m ² に つ き 1 月	<u>90</u>		○工事 用板 囲、 足 場、 詰所 その 他の 工事 用施 設 ○土 石、 竹 木、 瓦そ の他 の工 事用 材料
令第7条第6号に掲げる仮設建築		<u>100</u>		○耐火 建築

	き1年		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1m ² につき1月	<u>87</u>	○工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 ○土石、竹木、瓦その他の工事用材料
令第7条第6号に		<u>85</u>	○耐火

物及び同条第7号に掲げる施設				物の工事期間中既存のものに替えて必要な仮設店舗等 ○市街地再開発事業又は防火街区整備事業の区域内
----------------	--	--	--	---

掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			建築物の工事期間中既存のものに替えて必要な仮設店舗等 ○市街地再開発事業又は防火街区整備事業の区					で既存建築物に居住する者を一時収容するために必要な施設	
				令第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1m ² につき1年	Aに0.014を乗じて得た額		
					上空に設けるもの	Aに0.018を			

	の			
	その他のもの	Aに0.025を		
	の	乗じて		
		得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.019を乗じて得た額	(免除) ○無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場 (減額) 1. 都市計画決定された路外駐車場 75%減 2.1以外の駐車場 50%減	○トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅

				住宅等
	その他のもの	Aに0.015を		○上記の場所に設ける広場、公園、運動場、自動車駐車場、自転車駐車場等
		乗じて得た額		
令第7条	建築物	Aに0.024を		○高度地区(建築)
		乗じ		

	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	等 ○上記の場所に設ける広場、公園、運動場、自動車駐車場、自転車駐車場等	第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	て得た額	物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに都市再生特別区内の自
令第7条第1	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	○高度地区(建築物の			

0号に掲げる施設及び自動車駐車場				高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに都市再生特別地区内の自動車		その他のもの	Aに <u>Q.015</u> を乗じ		自動車専用道路の上空又は特定都市道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅等	○上記の場所に
------------------	--	--	--	--	--	--------	---------------------	--	--	---------

			専用道路の上空又は特定都市道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅等			て得た額		設ける広場、公園、自動車駐車場、自転車駐車場等
その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額		○上記の場所に設けるもの	令第7条第1号に掲げる応	トンネルの上空又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1m ² につき1年	Aに0.022を乗じて得た額	(免除) ○国、地方公共団体又は日本赤十字社が非常災害の発生した区域等において災害救助のために建築する応急仮設建築物で、
					上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	

仮設建築物		乗じて得た額	建築物で、被災者の居住の用に供するためのも の	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	(減額) ○自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を停車させるために必要な車輪止め装置その他の器具 50%減	
令第7条第13号に掲	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を		

る施設		て得た額		
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		

げ る 施 設		乗じて 得た額		
	その他のもの	Aに0. 031を 乗じて 得た額		

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この号及び次号において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものと

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下この号及び次号において同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものと

する。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち自動車専用道路の連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表わすものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割でもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算

する。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち自動車専用道路の連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表わすものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割でもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算

し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る
占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に
1月未満の端数があるときは、1月として計算するも
のとする。

し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係
る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に
1月未満の端数があるときは、1月として計算するも
のとする。